

# 議院運営委員会議録 第二十二号

平成九年十二月十一日(木曜日)

午後零時一分開議

出席委員

委員長 龍井 善之君

理事 大島 理森君

理事 逢沢 一郎君

理事 松下 忠洋君

理事 高木 義明君

理事 東中 光雄君

理事 江渡 聰徳君

新藤 義幸君

田野瀬良太郎君

大口 善徳君

齊藤 鉄夫君

松崎 公昭君

渡辺 周君

小坂 晴次君

菅 多門君

棚橋 泰文君

佐々木洋平君

城島 正光君

川内 博史君

畠山健治郎君

伊藤宗一郎君

渡部 恒三君

中曾根弘文君

委員外の出席者

議 長

副議長

参議院議院運営委員長

事務総長

書記官

補欠選任

中野 正志君

中野 正志君

委員の異動

同日

辞任

中野 正志君

中野 正志君

本日の会議に付した案件

橋本内閣不信任決議案(小沢一郎君外四名提出)の取扱いに関する件

国会法改正等に関する小委員長の報告

国会法等の一部を改正する法律案起草の件  
衆議院規則の一部を改正する規則案起草の件  
国会法等の一部を改正する法律案等の運用に関する申合せに関する件

国会法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第四号)

本日の本会議の議事等に関する件

○龍井委員長 次に、国会法等の一部改正の件、衆議院規則の一部改正の件についてであります。が、国会法改正等に関する小委員会の小委員長であります私から御報告いたします。

まず、国会法等の一部を改正する法律案についてであります。改訂の第一は、衆議院における行政監視機能の充実及び強化を図るために、衆議院の常任委員会として、現在の決算委員会を改組して、新たに決算行政監視委員会を設置することであります。

第二は、各議院または各議院の委員会から、内閣または官公署に対し報告・記録の提出要求があつた場合において、内閣または官公署がその要求に応じない場合、その理由を説明しなければならないこととともに、その議院または委員会がその理由を受諾することができない場合には、その報告または記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる」ととするものであります。

このほか、会計検査院に対する特定事項の検査の要請に関する規定を設けるとともに、衆議院事務局に調査局及び法制局に法制企画調整部を設置する等、所要の改正を行ふこととしております。

次に、衆議院規則の一部を改正する規則案についてであります。新たに設置される決算行政監視委員会について、その委員の員数を四十人とし、その所管事項として所要の事項を定めることとしております。

第一は、予備的調査の制度の新設についてであります。委員会は、審査または調査のため、調査局または法制局長に対し、その審査または調査のために必要な予備的調査を行うよう命ずることができます。また、四十人以上の議員は、委員会が予備的調査の命令を発するよう要請することができます。

第二は、予備的調査の制度の新設についてであります。委員会は、審査または調査のため、調査局または法制局長に対し、その審査または調査のための立場から意見表明をさせていただきます。

そもそも民主党は、前国会並びに本国会に行政監視院法案を提出し、国会の行政監視機能充実を他党に先駆けて強く求めています。

国会は国権の最高機関であり、議院内閣制のもと、国政全般に幅広い監視・監督権限を有するとは憲法の要請であります。現実にも、薬害エイズ、住専、動燃、そして近日の金融破綻等、官僚主導の政策決定に対する国会の監視能力強化は急務であります。このため、幅広い御賛同をいただ

○龍井委員長 これより会議を開きます。  
まず、決議案の取扱いに関する件についてであります。本日、新進党の小沢一郎君外四名から、橋本内閣不信任決議案が提出されました。

本決議案は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○龍井委員長 御異議なしと認めます。よって、  
そのように決定いたしました。

なお、本決議案の趣旨弁明は、提出者の小沢一郎君が行います。

討論時間は、おのの十五分以内とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○龍井委員長 御異議なしと認めます。よって、  
そのように決定いたしました。

なお、本決議案の採決は、記名投票をもって行います。

第一類第十九号 議院運営委員会議録第二十二号 平成九年十二月十一日

き成立を目指すために、与党とも協議を行い、柔軟な姿勢で協議に臨んでもいました。

しかし、一定数の議員集団が調査の発議をするとの民主党案に対し、自民党はあくまで委員会発議、つまり、現状と変わらない与党主導の意思決定にこだわるなど、法案を根本的に骨抜きにしようとその態度に終始したため、協議は決裂し、行政監視院法案も廃案となりました。

この協議の過程で骨抜きにされたものが今回提出の法案であります。一見、一定の行政監視機能強化、つまり一步前進のようにも見えますが、実態は現行の国政調査権ですら後退させかねない考え方を含む改悪法案であります。つまり、現行でも政府側がいろいろな理由をつけて質問に答えないという事態はあっても、国会みずからが国会議員の質問や調査の可否を多数決で審査するなどといふおかしなことはありません。国会議員は、委員会、質問主意書の提出などの手段でいかなる質問もすることがであります。当然、いかなる調査を独自に行おうが自由であります。

ところが、本法案では、内閣への報告・記録の提出要求はあくまで委員会の多数決、国会事務局への予備調査の命令すら原則委員会発議、四十人以上の議員で要請した場合でも委員会が否否を最終的に審査することとなっております。まさに、國權の最高機関である国会や国民の負託を受けた国会議員の権限にみずから縛りをかける内容です。

このような本法案が、るべき行政監視機能強化に資するものとは到底言えず、また、多数決が前提である委員会の意思による行政監視という発想自体、そもそも行政監視を行いたいのは内閣を支える与党ではなく少數派、野党であるという実情を全く無視したものであります。

以上のような理由で、民主党は、本法案及び本法案に基づく運用に関する申合せに反対をし、今国会に再提出いたしました行政監視院法案こそ本来あるべき行政監視のシステムであることを改めて表明して、意見表明を終わります。

○亀井委員長 東中光雄君。

○東中委員 私は、日本共産党を代表して、国会法等の一部改正法律案、衆議院規則改正案の両案に対する、反対の意見を表明いたします。

監視院法案も廃案となりました。

この協議の過程で骨抜きにされたものが今回提出の法案であります。一見、一定の行政監視機能強化、つまり一步前進のようにも見えますが、実態は現行の国政調査権ですら後退させかねない考え方を含む改悪法案であります。つまり、現行でも政府側がいろいろな理由をつけて質問に答えないという事態はあっても、国会みずからが国会議員の質問や調査の可否を多数決で審査するなどといふおかしなことはありません。国会議員は、委員会、質問主意書の提出などの手段でいかなる質問もすることがであります。当然、いかなる調査を独自に行おうが自由であります。

ところが、本法案では、内閣への報告・記録の提出要求はあくまで委員会の多数決、国会事務局への予備調査の命令すら原則委員会発議、四十人以上の議員で要請した場合でも委員会が否否を最終的に審査することとなっております。まさに、國權の最高機関である国会や国民の負託を受けた国会議員の権限にみずから縛りをかける内容です。

第一に、決算委員会に行政監視の機能を付加したとしても国民の期待にこたえられる状態にはなりません。現に決算委員会での審議の状況は、数年後の決算審議が滞っており、数年分をまとめて審議をするような状態であり、今、決算委員会の審議自体を充実することが必要であります。

第二には、新たに設置される衆議院調査局や衆議院法制局法制企画調整部の権限は極めて弱く、終了しても、依然として弱いものであります。まさに、國權の最高機関である国会や国民の負託を受けた国会議員の権限にみずから縛りをかける内容です。

このように本法案が、るべき行政監視機能強化に資するものとは到底言えず、また、多数決が前提である委員会の意思による行政監視という発想自体、そもそも行政監視を行いたいのは内閣を支える与党ではなく少數派、野党であるという実情を全く無視したものであります。

以上のような理由で、民主党は、本法案及び本法案に基づく運用に関する申合せに反対をし、今国会に再提出いたしました行政監視院法案こそ本来あるべき行政監視のシステムであることを改めて表明して、意見表明を終わります。

は、委員会での議決を経ての命令、または、四十人以上の議員の連名による要請を受けた委員会の命令によって発動されることになっています。この命令がなければ予備的調査は動かないことになっています。我が党は、協議の中で、せめて議案提案権の要件である二十人以上にすべきだといふことを主張しましたが、明確な答えもなくて四十人以上ということを決めたのであります。議員

四十人の連名という高いハードルをそのままにしていたのでは大会派しかやれないということです。結局、真の調査を進めるということはできないことになってしまいます。仮つゝて魂入れずといふことで、名前だけ調査ということであって、実際上は行政監視は機能しないという点で両案に反対です。

その主な理由を申し上げます。

第一に、決算委員会に行政監視の機能を付加したとしても国民の期待にこたえられる状態にはなりません。現に決算委員会での審議の状況は、数年分をまとめて審議をするような状態であり、今、決算委員会の審議自体を充実することが必要であります。

第一には、新たに設置される衆議院調査局や衆議院法制局法制企画調整部の権限は極めて弱く、終了しても、依然として弱いものであります。まさに、國權の最高機関である国会や国民の負託を受けた国会議員の権限にみずから縛りをかける内容です。

このように本法案が、るべき行政監視機能強化に資するものとは到底言えず、また、多数決が前提である委員会の意思による行政監視という発想自体、そもそも行政監視を行いたいのは内閣を支える与党ではなく少數派、野党であるという実情を全く無視したものであります。

このように本法案が、るべき行政監視機能強化に資するものとは到底言えず、また、多数決が前提である委員会の意思による行政監視という発想自体、そもそも行政監視を行いたいのは内閣を支える与党ではなく少數派、野党であるという実情を全く無視したものであります。

このように本法案が、るべき行政監視機能強化に資するものとは到底言えず、また、多数決が前提である委員会の意思による行政監視という発想自体、そもそも行政監視を行いたいのは内閣を支える与党ではなく少數派、野党であるという実情を全く無視したものであります。

このように本法案が、るべき行政監視機能強化に資するものとは到底言えず、また、多数決が前提である委員会の意思による行政監視という発想自体、そもそも行政監視を行いたいのは内閣を支える与党ではなく少數派、野党であるという実情を全く無視したものであります。

このように本法案が、るべき行政監視機能強化に資するものとは到底言えず、また、多数決が前提である委員会の意思による行政監視という発想自体、そもそも行政監視を行いたいのは内閣を支える与党ではなく少數派、野党であるという実情を全く無視したものであります。

○亀井委員長 次に、ただいま本委員会提出とす

るに決定いたしました国会法等の一部を改正する法律案、衆議院規則の一部を改正する規則案は、提出者から提案理由の説明を聴取いたします。

○亀井委員長 御異議なしと認めます。よって、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○亀井委員長 御異議なしと認めます。よって、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

○中曾根参議院議員 ただいま議題となりました国会法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本案は、参議院の第一種常任委員会、すなはち、内閣委員会から建設委員会までの十三の委員会を基本政策別の十二の委員会に再編するとともに、参議院に新たに行政監視委員会を設置しようとするものでございます。

参議院におきましては、かねてから、二院制下における参議院のあり方に關する諸問題とその改善策について検討を進めてまいりましたところ、昨年十二月、斎藤議長の諮問機関である参議院制度改訂検討会から、委員会審査及び調査の充実等について報告がなされました。また、本年六月、時代の変化に対応した行政の監査のあり方について約二年間にわたり調査を重ねてきた参議院の行政財政機構及び行政監察に関する調査会から、行政監視等のための機関の設置についての提案を含む中間報告がなされました。

本案は、この両報告を踏まえ、提案されたものでございます。

以下、その内容を御説明申し上げます。

まず、第一種常任委員会の再編について申し上げます。

今日、国民のニーズは一層多様化し、国会は、複数の省庁間を横断した政策要求、あるいは省庁間のすき間に存在する問題を国民の生活実態に即して取り上げ、広い視野から審議を行うことが強く求められています。とりわけ参議院においては、衆議院とは切り口の異なる審議を行うため、審議の中心である委員会の組織を見直す必要があるとの認識から、事実上、衆議院とほぼ同様の編成となっている第一種常任委員会を「外交・防衛」「文教・科学」「国土・環境」のような十二の基本政策別の委員会に再編するものでございます。

なお、新たに設置する常任委員会の所管には、現在、常設的に設置されている特別委員会の目的の大部を取り込むこといたしております。次に、行政監視委員会の新設について申し上げます。

この委員会は、参議院の行政監視機能を向上させるため、オンブズマン的機能を備えた行政監視のための委員会を、予算、決算、議院運営、懲罰の各委員会と並ぶ第一種常任委員会として設置するものでございます。具体的には、委員会みずからが積極的に国政調査権を活用するとともに、調査に当たっては、総務庁が行う行政監察等をも活用することとしております。また、行政運営の不適切、怠慢などによって生じる苦情を内容とする請願を手がかりとして調査を行うとともに、これらの請願の有効な処理を行うこととしております。

なお、附則において、本改正は次の常会の召集の日から施行することとしております。何とぞ御審議の上、御賛同くださるようお願い申上げます。

○鷲井委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

この際、東中光雄君から発言を求められておりましたので、これを許します。東中光雄君。

〔報生書は附録に掲載〕

○東中委員 参議院からの送付案件であります國会法の一部を改正する法律案について反対の意見を申し述べます。

我が党は、参議院において反対意見を既に表明しているところであります。

本改正案は、第一に、参議院改革を名目としています。が、参議院改革の推進と言つには全く値しないものであるということであります。

第一番目に、委員会再編は、現行の委員会で三番目は、行政監視委員会設置は、総務庁行政

さえ案件を多く抱え十分な審議ができない、そういう委員会をさらに統合するものであって、委員会の審議充実に逆行するものだからであります。

第三番目には、委員会再編は、現行の委員会で三番目は、行政監視委員会設置は、総務庁行政

さえ案件を多く抱え十分な審議ができない、そういう委員会をさらに統合するものであって、委員会の審議充実に逆行するものだからであります。

第一百五条 各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査を行院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。

(会計検査院法の一部改正)  
第一条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十  
三号)の一部を次のように改正する。

第二十条に次の二項を加える。

会計検査院は、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を行うものとする。

第二章第四節中第三十条の次に次の二項を加える。

会計検査院は、各議院又は各議院の委員会から國会法(昭和二十二年法律第七十九号)第五十五条の規定による要請があつたときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。

(附則)

第一条の法律は、次の常会の召集の日から施行する。

(議院事務局法の一部改正)

第二条 議院事務局法(昭和二十二年法律第八十  
三号)の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の二項を加える。

議院事務局に、第三条第一項の部及び課のほか、次に掲げる事務を分掌するた  
め、調査局(以下「衆議院調査局」という。)を置く。

一 委員会の命を受けて行うその審査又は調査のために必要な調査(第十九条において「予備的調査」という。)及び特別委員会の所管に属する事項に関する調査の事務その他これら

二 第十二条の規定による調査の事務に関する総合調整に關する事務

第十六条 衆議院調査局に、調査局長(以下「衆

議院調査局長」という。)、調査員(以下「衆議院調査局」)といふ。)その他所要の職員を置く。

第十七条 衆議院調査局長は、衆議院事務総長を助け、衆議院調査局の事務を総括する。

第十八条 衆議院調査局調査員及び衆議院調査

局のその他の職員は、衆議院調査局長の命を受ける、第十五条各号の事務をつかさどる。

衆議院調査局調査員及び衆議院調査局のそ

の他の職員は、前項の事務のほか、常任委員会専門員の命を受け、第十二条の規定による調査の事務をつかさどる。

第十九条 衆議院調査局長は、委員会から予備的調査を命ぜられたときは、当該予備的調査に關して、官公署に對して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求める

ことである。

第二十条 衆議院事務局に係る第一条及び第四条の規定の適用については、第一条第一項中「職員」とあるのは「職員(衆議院調査局の職員を含む)」と、第四条第一項中「局務」とあるのは「局務(衆議院調査局に係る事務を除く。)」とする。

第二十一条 この法律に定めるもののほか、衆議院調査局の組織その他必要な事項に關する規程は、衆議院議長が、議院運営委員会に諮詢して、これを定める。

(議院法制局法の一部改正)

第二十二条 衆議院事務局に、第三条第一項の部及び課のほか、次に掲げる事務を分掌するた  
め、調査局(以下「衆議院調査局」という。)を置く。

一 委員会の命を受けて行うその審査又は調

査のために必要な調査(第十九条において「予備的調査」という。)及び特別委員会の所

管に属する事項に関する調査の事務その他これら

二 第十二条の規定による調査の事務に関する総合調整に關する事務

第十六条 衆議院調査局に、調査局長(以下「衆

に属する法制に關する事務は、法制企画調整部においてつかさどる。

第十条 衆議院法制局長は、委員会から法制に関する予備的調査を命ぜられたときは、当該法制に関する予備的調査に關して、官公署に對して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

議長は、前項の書面の提出を受けたときは、局のその他の職員は、衆議院調査局長の命を受ける、第十五条各号の事務をつかさどる。

(国会職員法の一部改正)

第四条 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「左に」を次にに改め、同条第一号中「常任委員会調査員」の下に「並びに衆議院事務局の調査局長及び調査局調査員を加え、同条第五号中「除く外」を「除くほか」に改める。

第二十四条の三に次の二項を加える。

第二十条の二から第二十二条までの規定は、両議院の議長が協議して定める非常勤の職員については、これを適用しない。

第三十五条中「部長」の下に「並びにその院が衆議院である場合にあつては衆議院事務局の調査局長」を加え、「当る」を「当たる」に改める。

第二十一条この法律に定めるもののほか、衆議院調査局の組織その他必要な事項に關する規程は、衆議院議長が、議院運営委員会に諮詢して新たに決算行政監視委員会を設置するとともに、各議院又は各議院の委員会の内閣等に對する報告又は記録の提出要求の制度について所要の規定の整備を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

議長は、前項の規定による報告書の写しの提出を受けたときは、これを議院に報告しなければならない。

第八十六条の次に次の二項を加える。

第八十六条の二 委員会が調査局長又は法制局長から予備的調査の結果を記載した報告書の提出を受けたときは、委員長からその写しを議長に提出しなければならない。

議長は、前項の規定による報告書の写しの提出を受けたときは、これを議院に報告しなければならない。

第九十二条第五号中「決算委員会」を「決算行政監視委員会」に改め、同号第十八号中「決算委員会二十五人」を「決算行政監視委員会四十人」に改め、同号に次のように加える。

会計検査院が行う検査の結果並びに総務

7 庁が行う監察及び総務が監察に關連して行う調査の結果についての調査に關する事項

8 行政に關する国民からの苦情の処理に關する事項

9 1から8までに掲げる事項に關する行政監

視及びこれに基づく勸告に關する事項

第五十六条の二 委員会は、審査又は調査のた

め、事務局の調査局長(第八十六条の二第一項において「調査局長」という。)又は法制局長に対

して、その審査又は調査のために必要な調査

員会に、「分つ」を「分かつ」に改める。

を記載した報告書を提出するよう命ずることができる。

第五十六条の三 四十人以上の議員は、連名で、委員会が前条の命令を發するよう要請する書面を、議長に提出することができる。

議長は、前項の書面の提出を受けたときは、これを適當の委員会に送付する。

委員会は、前項の規定による書面の送付を受けたときは、当該要請に係る前条の命令を發すものとする。ただし、当該要請に係る予備的調査が国民の基本的人権を不當に侵害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

議長は、前項の書面の提出を受けたときは、これを適當の委員会に送付する。

## 附 則

この規則は、国会法等の一部を改正する法律(平成九年法律第号)の施行の日から施行する。

### 理 由

衆議院における行政監視の機能の充実及び強化を図るため、新たに設置される決算行政監視委員会の委員の員数及びその所管事項について定めるとともに、委員会が調査局長又は法制局長に対し予備的調査を命ずることができることとし、あわせて会計検査院に対する検査の要請手続について規定を設ける等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

### 国会法等の一部を改正する法律案等の運用に

#### に関する申合せ(業)

#### 国会法等の一部を改正する法律案等の運用に

#### に関する申合せ

国会法等の一部を改正する法律案等の起草に当たり、次の事項を確認し、申合せを行う。

一 四十人以上の議員が予備的調査に係る委員会を行なうときは、当該予備的調査に係る委員会を定めて要請することができるものとすること。

二 前項の予備的調査に係る要請があつた場合には、各委員会においては、本制度上の基本的人権に係る要件が恣意的に運用されることとなるまいよう十分配慮すること。なお、刑事訴追を受けている事件については、予備的調査を命ずることは見合わせること。

三 各委員会の命により調査局長等が予備的調査を行う場合において、調査局長等が行つた調査協力要請を官公署が拒否したときは、当該委員会は、官公署に対し、調査協力要請に応じることができない理由を述べさせることができるものとすること。

四 各委員会が有する国政調査機能の十分な發揮との活動の活性化に資するため、補佐機関である調査局等の着実な体制整備及び一体的かつ

効率的な運営を図るとともに、これらの職員の

調査能力の向上に努めさせること。

五 複数の委員会から同種又は多数の要請がなされる際には、現行会計検査院法上行われている会計検査業務の円滑な遂行に支障を来さないよう、議院運営委員会において調整を図ること。

### 国会法の一部を改正する法律案

#### 国会法の一部を改正する法律

国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第三項第一号から第十一号までを次のよう改める。

#### 一 総務委員会

#### 二 法務委員会

#### 三 地方行政・警察委員会

#### 四 外交・防衛委員会

#### 五 財政・金融委員会

#### 六 文教・科学委員会

#### 七 国民福祉委員会

#### 八 農林水産委員会

#### 九 労働・社会政策委員会

#### 十 経済・産業委員会

#### 十一 交通・情報通信委員会

#### 十二 國土・環境委員会

第四十一条第三項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

#### 十五 行政監視委員会

この法律は、次の常会の召集の日から施行する。

### 理 由

参議院の常任委員会について、現行の委員会を基本政策別に再編するとともに、オンブズマン的功能を備えた行政監視のための委員会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。





平成九年十一月十六日印刷

平成九年十一月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B